

●香川県告示第149号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年6月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年5月25日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町西八丁目90番の一部、92番の一部、94番1の一部、94番2の一部、97番及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル～6.26メートル
延長 60.25メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。